

2019年2月15日

四国地方更生保護委員会 御中

全日本学生自治会総連合執行委員会

代表者委員長 高原恭平

申し入れ書

四国地方更生保護委員会及び同事務局の皆様におかれましては、日頃より星野文昭氏（徳島刑務所在監）の仮釈放に向けた審査を行われていることに敬意を表します。星野氏の公正な法に基づく仮釈放審査に資するべく、全日本学生自治会総連合執行委員会（代表者委員長 高原恭平）はこの申入書を提出させていただきます。

さて、星野氏の仮釈放をめぐる問題は、決して単なる一刑事事件に留まるものではなく、日本国の刑事司法制度や民主主義に関わる重大な社会的問題でもあります。「渋谷暴動闘争」事件の背景、同事件において有罪とされるに至る裁判の不透明性、星野氏が再審請求を行っていること、無期懲役刑がいわゆる「終身刑」と化すことで犯罪をした者の更生という刑罰の原則を逸脱している近年の傾向等に鑑みれば、星野氏を仮釈放するか否かという貴委員会の判断は、星野氏の人生のみならず、日本国の刑事司法制度にも影響を及ぼす極めて重いものであります。よって、貴委員会がいやしくも法務省本庁や検察庁の意向を忖度し、あるいは事実調べの不十分な安易な審査を行い、結果として仮釈放を認めない判断を出すならば、星野氏を獄死させるだけでなく、今後の日本国における刑事司法制度や日本国憲法にも規定された国民主権・民主主義のあり方にも大きな負の遺産を残すこととなります。

星野氏の仮釈放及び再審請求をめぐる問題が、単なる一刑事事件ではなく、以上に述べたような普遍的性格を持つことはすでに社会に広まりつつあります。だからこそ、星野氏の問題を自らの問題、この社会全体の問題と捉え、政治信条を超えて多くの方が貴委員会に対して申入書を提出しているのではないのでしょうか。学生の間でも、星野氏をめぐる問題は注目を集めています。多くの学生が、各地で開催される絵画展に参加したことで星野氏の支援運動に加わっています。また去年は、東京大学、京都大学及び広島大学において、それぞれ当該大学の学生有志が星野氏の絵画展を開催し、多くの方が来場しました。

それゆえ、全日本学生自治会総連合はその執行委員会の決定により、貴委員会の更生保護法に基づいた適正な仮釈放審査に寄与するべく、次の5点を申し入れいたします。

記

- (1) 星野氏の仮釈放審査は、予断と偏見を持たず、本庁や検察庁の主張を鵜呑みにせず、委員会外からの権力を用いた圧力や付度の強要があればこれらに応じず、以って更生保護法第1条の定める「社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、（中略）これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助ける」という観点から、これを行ってください。そもそも、星野氏に再犯のおそれがないことは客観的に明らかであります。そして、当時25歳の青年であった星野氏が「渋谷暴動闘争」に参加したのは、後の(5)でも述べるとおり、沖縄県民の悲願と痛苦に心から連帯していたからこそ、米軍基地も核兵器も残したままというペテン的返還協定を看過できず、また平和的デモ・集会すらも禁圧されるという状況があったからです。このような姿勢は、国民主権・民主主義という現代日本社会においては、むしろ模範とされるべきものです。一人ひとりが他人の苦しみや願いに寄り添い、社会の運営・変革に積極的に参加する態度こそ、まさに更生保護法の言うところの「善良な社会の一員」の姿ではないでしょうか。さて、星野氏をめぐっては、その事件の特殊性から本庁や検察庁からの圧力も予想されます。しかし、そのような圧力や付度の強要に応じてしまえば、星野氏の人生を獄死という形で終わらせるという取り返しのつかない結果を生みかねないばかりか、日本の刑事司法制度にも大きな負の遺産を残します。貴委員会の委員皆様一人ひとりが、権力からは独立して、その良心と真実とにのみ基づいて星野氏の仮釈放審査を行っていただきたく存じます。
- (2) 星野氏の仮釈放審査にあたっては、星野氏の家族、友人、弁護士及び支援者と、地方更生保護委員会委員自らが面談し、星野氏の人柄を聴取してください。特に、弁護士等が行う貴委員会に対する申し入れの際に委員の方ご自身がお出席されないことは大変遺憾であります。お忙しい中とは存じますが、ぜひとも委員の方自らが申し入れの際はご出席いただき、私たちの声を聞いてください。
- (3) 星野氏の仮釈放審査にあたっては、星野氏の裁判をめぐる次の事情を十分に考慮してください。
 - 一 「渋谷暴動闘争」事件の確定判決（1983年・東京高裁）においては、物的証拠が一切なく、当時学生だった5名の供述調書のみが証拠とされたこと。その供述調書についても、当時の警察官・検事による密室での威圧的な取り調べを経て、警察官の手で作成されたものであること。さらに、「星野氏が機動隊員を殴打した」又は「星野氏が火炎瓶投擲を指示した」旨「述べた」とされる5名全員が、裁判においてはその供述調書を否定するか証言を拒

否していること。また、こうした警察官や検事による密室での「拷問」的取り調べの横行が、「足利事件」や「志布志事件」をはじめとする数多の冤罪を生み出してきたこと。

二 星野氏が請求した二度に渡る再審請求の中で、上記確定判決を覆しうる証拠が発見されていること。また、この再審請求の過程でも、検察は当時現場にいた警察官ら目撃者の供述調書を一切開示せず、真相究明よりもむしろ星野氏を有罪のままとすることに固執していること。

- (4) 近年、無期懲役刑の仮釈放が激減し、獄死する無期刑が増えています。この問題点については、すでに2018年3月6日付けで星野弁護人の鈴木達夫氏他5名の提出した意見書の中で説明されているとおりであります。貴委員会においては、日本国における刑事司法制度が法的根拠も無いまま、なし崩し的に改悪されている問題性を認識し、「社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、（中略）これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助ける」（更生保護法第1条）という観点から、無期囚である星野氏の仮釈放審査を行ってください。
- (5) 星野氏の仮釈放審査にあたっては、星野氏が1971年の「渋谷暴動闘争」に参加した背景を十分に考慮してください。1971年の「渋谷暴動闘争」とは、核兵器も米軍基地も沖縄に残したままで施政権を日本に返還するという、沖縄県民の悲願に泥を塗るペテン的な返還協定に反対して行われたものです。沖縄県民は当時、核兵器も米軍基地もない日本本土復帰を目指して、数多くのハンスト、2度にわたる全島ゼネラル・ストライキ、「コザ暴動」など本土復帰のために命をかけて闘っていました。星野氏はこうした沖縄県民一人ひとりの痛苦と悲願に心を寄せ、「沖縄と本土」という不幸な分断を乗り越え、「本土」の民でありながら沖縄県民のために決起したのです。そして、それが「暴動」という形を取ったのは、当時の日本政府が破壊活動防止法の個人適用等を発動し、また憲法にも保障された平和的なデモや集会すらも禁圧したためです。沖縄本土復帰から間もなく半世紀が経とうとしていますが、未だに沖縄に米軍基地が集中している状況に変わりはありません。そして、安倍政権は沖縄県民の圧倒的反対の思いを踏みにじって、沖縄県名護市辺野古に新基地建設を進めようとしています。度重なる民意を無視し、一方的・強権的に、あるいはカネで買収して基地建設工事を進めながら「対話を積み重ねる」などと主張しています。そして、そのような中央政府の姿勢によって、星野氏の青年時代に蔓延していた沖縄差別も解消されず、大阪府警機動隊員による沖縄県民への「土人」発言のようなことが今日においてすら起こっています。今日の沖縄県の状況を見れば、星野氏が法の枠を超えて決起したことは正義だったと言えるのではないのでしょうか。日本国憲法第12条はこう規定します。「この憲法が国民に保障する自由

及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」。自由と権利とは、決して座して守られるものではありません。まさに「国民の不断の努力」が必要とされます。星野氏が当時25歳の青年ながらも人生をかけて社会のために立ち上がったことは、仮にその過程で誤りがあったとしても、政治的無関心が横行し投票率も低下する今日から振り返れば、称賛こそされ獄中に閉じ込めるという形で応えるものではありません。さらに、決して沖縄に縁がある身ではないにもかかわらず、沖縄県民一人ひとりの苦痛と願いに寄り添った当時の星野青年の思いは、昨今横行する「自分さえ良ければ良い」という自己中心主義の対極に位置するものであり、むしろ今日の社会に生きる私たちにとって模範とするべきものではないでしょうか。星野氏が参加した「渋谷暴動闘争」事件において機動隊員が亡くなったことは紛れもない事実です。その重さを軽視するわけでは断じてありません。しかし同時に、星野氏の決起もまた極めて重い社会的意義を当時のにも、そして今日においてもなお有しています。星野氏の仮釈放審査にあたっては、これらの点についても配慮してください。

以上